

様式第三（第3条第3項関係）

特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

平成28年8月29日

2. 認定特定研究成果活用支援事業者の名称

協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合

3. 認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容

(1) 特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項

名称	協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合
所在地	東京都文京区本郷三丁目40番10号
無限責任組合員	東京大学協創プラットフォーム開発株式会社
所在地	東京都文京区本郷三丁目40番10号
設立年月日	平成28年1月21日
資本金	45百万円
出資者	国立大学法人東京大学（議決権割合100%）
役職員の構成	取締役3名（うち東京大学役職員以外の社外取締役2名）、支援・投資委員会4名（東京大学役職員を含まず、社外取締役2名及び社外委員1名を含む）
組織図	添付資料のとおり
役職員の業績評価の基準	組織業績及び個人業績の観点から実施する。組織業績については、投資採算のみでなく、中長期的な雇用・事業の創出や大学への貢献等の基準からも評価を行う。個人業績については、各役職において期待される行動の発揮度合いや、年間の個人目標に対する成果等に応じて評価を行う。
役職員の報酬の水準	役職員の報酬の体系としては、固定給、業績連動賞与及びインセンティブ・ボーナスの3種類で構成。インセンティブ・ボーナスは成功報酬の一部を原資とする賞与であり、役職員が責任を持って業務に従事することが出来る体制を整備するため、及び将来の社会的収益を最大化するため、役職員の報酬インセンティブとして設定するが、支給額には一定の上限を設ける。

(2) 特定研究成果活用支援事業の内容

①特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

東京大学協創プラットフォーム開発

1 百万円

東京大学

230 億円

民間企業

特定新事業開拓支援投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針二(4)前段に基づき、民間ベンチャーキャピタル資金の圧迫とならない範囲での出資

②特定研究成果活用支援事業の内容、業種等

【特定研究成果活用支援事業の内容】

東京大学に関連する起業がその数を着実に増やす中、東京大学を核とするイノベーション・エコシステムの形成のためには三つの施策、即ち、①東大発ベンチャーの育成促進と東大を取り巻くベンチャーキャピタルの質・量の充実、②大企業との連携したベンチャー（カーブアウトベンチャー）の創出、③東大と他大学・研究機関の連携による豊富なベンチャーシーズ供給体制の構築が必要と考えているが、本申請ファンドは上記①東大発ベンチャーの育成促進と東大を取り巻くベンチャーキャピタルの質・量の充実のための支援策を中心に実施するものであり、支援先は、東京大学の知財（特許、ソフト著作権など）を利用するベンチャー、大学の研究成果から生まれた技術を利用するベンチャー、教職員が役員兼業などの形で参加するベンチャー、大学が共同研究や臨床試験などを通じて参画するベンチャー、学部生、大学院生や卒業生が創業チームの核として参画し東大生の新しいロールモデルとなるベンチャーや、東大と他大学・研究機関との共同研究の連携により創出されるベンチャー、また、これらベンチャーを支援する投資事業有限責任組合等のファンド並びにその無限責任組合員等のベンチャーキャピタル会社である。

【業種】

東京大学の学術研究成果を活用しようとする事業者であれば原則として業種は問わないが、重点支援領域としては以下の通りである。尚、公序良俗に反する企業や、またそのおそれのある企業には支援を行わない。

- ・ライフサイエンス、インフラ／素材、機械・システム、ロボティクス／デバイス、IT、環境その他、今後成長が見込まれる分野
- ・総合大学としての東大の強みを生かした文理融合分野や、学際融合領域など

【実施予定の助言・支援の内容】

ベンチャーかベンチャーキャピタルかなどの支援先業態や業種、また成長段階に応じて、大学の学術研究成果の状況も含めた適時、適切な支援を行う。

シード・アーリー段階では、東大発ベンチャー企業をしっかりと支援することができるよう、民間ベンチャーキャピタルが組成するファンドに当社が有限責任組合員（LP）として資金提供（ファンドオブファンズ）を行い、その民間ベンチャーキャピタルを通じた支援を行う。

そのベンチャーキャピタルには、LP 出資を通じて、東京大学発の案件発掘活動の実施を促すのと同時に、当該ファンド全体の定期的モニタリング、案件発掘活動のモニタリング及びシーズ案件の発掘と良質化を図り、ベンチャーキャピタルの育成・支援を行う。その結果、日本全体の大学発ベンチャーに波及効果が及ぶことを狙う。

ミドル段階以降では、その成長の壁を乗り越えようとするベンチャー、あるいはそれを支援するベンチャーキャピタルの要請に応じて、当該案件が切り開く技術面・市場面のポテンシャルを勘案した上で、案件を厳選しつつ、ベンチャーキャピタルとの共同投資を原則として直接投資を行っていく。

なお、直接投資の対象先は当社がファンドオブファンズの出資先東大発ベンチャーに限定せず、またシード・アーリー段階のベンチャーであっても、当該ベンチャーが極めて先進的・先駆的な技術や市場をベースとするためリスクが高いとして、ベンチャーキャピタルから適切な支援が受けられない場合などにおいては、当社が直接投資を行う場合もある。

【資金供給】

基盤となる技術と市場のポテンシャルを勘案し、成長段階に応じた、適切な資金供給を行う。直接投資を行う有望な投資先企業に対しては、適切に設定された将来目標に向かっての、マイルストーン投資手法による成長資金供給を基本とする。

③支援の基準

③-1. 直接投資の支援の基準

直接投資の支援の対象となる事業者及び当該特定研究成果活用活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準としては、次の③-1-1, ③-1-2のいずれも満たすこととする。

③-1-1. 支援事業者の基準

(ア) 政策趣旨、東京大学出資事業ポリシーに則り、人類の福祉と地球全体の安定的成長、東京大学及び我が国の社会の発展に寄与するとともに、未知の社会的要請の解決、及びイノベーション・エコシステムの構築に資するものであること。

(イ) 世界最高峰のポテンシャルを有するライフサイエンス、インフラ／素材、機械・システム、ロボティクス／デバイス、IT、環境その他の今後成長が見込まれる分野を対象とし、学術研究成果の事業化による産業界への貢献、東京大学及び我が国の学術研究の更なる発展に寄与するものであること。

- (ウ) 特定研究成果活用支援事業計画の期間内に、全体として、特定研究成果活用支援事業者が保有する特定研究成果活用事業者の株式等の処分その他による資金の回収が可能となる蓋然性が高いと認められるものであること。ただし、本事業の政策趣旨がイノベーション・エコシステムの構築を目指していることを鑑み、本事業計画の期間内に収まらない可能性がある案件についての支援・投資を行うことを妨げるものではない。
- (エ) 概ね事業化後 5 年から 10 年程度でのエグジットが見込めること。ただし、解決に長期間を要する未解決の社会的課題の解決が、本事業の重要な役割であることに鑑み、本組合の存続期間内（設立から 15 年とし、最長 5 年の延長が可能とする。）に回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれる案件についての支援・投資を行うことを妨げるものではない。
- (オ) 特定研究成果活用事業者に対して、民間等からの出融資による資金供給が行われること等により、対象事業者の行う研究成果の事業化に資する民間事業者等とのコラボレーションが見込まれ、結果として、特定研究成果活用支援事業全体として、当社と協調して民間事業者等からの出融資による資金供給が行われるものであること。

③-1-2. 支援内容の基準

特定研究成果活用支援事業が果たすべき使命に沿って、本事業がシステムとして定着するために、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (ア) 類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることなく民業補完に徹するとともに、民間事業者等のみでは十分な実施が困難な特定研究成果活用事業に対し、民間事業者等から出融資等の資金供給を可能な限り多く確保しながら、率先して支援を行うものであること。併せて、中小企業に対して不当に差別的な取り扱いをしないよう留意すること。なお、他のファンドに出資する場合には、当該ファンドが政策目的を踏まえて適切な投資を行うことを契約等により担保しつつ、適切にフォローアップを行うものであること。
- (イ) 特定研究成果活用支援事業を通じた総収入が、少なくとも当社の全ての事業期間を通じて必要な総支出額を上回ることを目指して、対象事業者に対する支援は適切な分散投資を図りながら当社の運営するファンドを通じて主として行うものであること。また、対象事業者に対する支援計画を十分に検討するとともに、積極的な経営指導を実施することにより、対象事業者の事業の成長と収益性の向上を図るものであること。更に、対象事業者の事業活動について進捗状況や収益性を適切に評価するものであること。
- (ウ) 本事業をエコシステムとして定着させるために、起業家や起業家を支援できる人材を育成するものであること。また、研究者の自主性や東京大学の自主性を尊重

するとともに、東京大学が行う教育や学術研究に支障を来すことのないものであること。

- (エ) 個人及び対象事業者に関する情報の適正な取り扱いに留意しつつ、情報公開を一般に行うとともに、組合員集会等を通じて東京大学や民間事業者等に必要な説明を行うことにより、活動の透明性を確保するものであること。

③-2. 間接投資の支援の基準

投資事業有限責任組合から行う間接投資の資金拠出対象とする投資事業有限責任組合もしくはそれに類するファンドの要件は以下の通りとする。

- (ア) 投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる民間ベンチャーキャピタルが、本事業の政策趣旨を理解した上で、賛同していること。
- (イ) 当該民間ベンチャーキャピタルが無限責任組合員を務める投資事業有限責任組合の投資活動に関して、政策趣旨に鑑み適切に行われているかをモニタリングするため、必要となる報告事項を適時適切に実施する義務を負うことについて、理解・納得していること。
- (ウ) 拠出した投資事業有限責任組合もしくはそれに類するファンドにおける、東京大学協創プラットフォーム開発(株)が運営する投資事業有限責任組合の出資持分割合相当が、③-1-1. の基準を満たすことを目的としているものであること。

④東京大学との連携体制

(ア) 教育

- ・主に産学協創推進本部が展開するアントレプレナーシップ関連教育プログラム（アントレプレナー道場、EDGE プログラム等）の運営および起業家人材の育成に係る協力

(イ) 共同研究、技術移転、兼業等

- ・投資先ベンチャー企業と大学との迅速な共同研究契約締結に係る協力
- ・投資先ベンチャー企業の事業化技術に係る大学帰属知的財産権の供与（ライセンス）に係る協力
- ・投資先ベンチャー企業に関与する大学研究者の迅速な兼業手続きに係る協力

(ウ) インキュベーション

- ・投資先ベンチャー企業に対する大学が運営するインキュベーション施設の迅速な提供

(エ) その他のイノベーション・エコシステムの構築に係る協力

- ・事業化研究シーズに対するギャップ・ファンドの提供
- ・投資先ベンチャー企業と大学との共同研究契約締結に基づく、投資先ベンチャー企業の大学所有施設・設備の利用

- ・ 起業・ベンチャー事業に関心の高いポスドク研究者および大学院生等の東京大学協創プラットフォーム開発（株）へのインターン派遣
- ・ 適正な手続きに基づく東京大学協創プラットフォーム開発および東京大学が保有する情報の共有

⑤民業補完の徹底

ファンドによる支援・投資活動は民間ベンチャーキャピタルやベンチャービジネスによる意向表明もしくは要請に基づいて行う、もしくはリスクが極めて高く民間ベンチャーキャピタルが手がけられない案件を対象とするなど、民業補完に徹する。これを担保するために、民間ベンチャーキャピタル等との情報交換機会を密に持ち、連携及び意思疎通の円滑化を図るものとする。

4. 特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期

協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合組成の日の翌日から起算して15年間とする。ただし、総有限責任組合員出資口数の3分の2以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の承認を得た場合、最長で5年の延長を可能とする。

組織図

